

令和2年第9回（12月）議会定例会会議録

招集年月日	令和2年12月11日		
招集の場所	川北町議会議場		
開会宣告日時	令和2年12月11日 午前10時01分		
閉議宣告日時	令和2年12月11日 午後 0時04分		
応招議員	1番 山田勝裕	2番 宮崎 稔	3番 窪田 博
	4番 井波秀俊	5番 山村秀俊	6番 西田時雄
	7番 田中秀夫	8番 苗代 実	9番 坂井 毅
	10番 山先守夫		
不応招議員	なし		
出席議員	1番 山田勝裕	2番 宮崎 稔	3番 窪田 博
	4番 井波秀俊	5番 山村秀俊	6番 西田時雄
	7番 田中秀夫	8番 苗代 実	9番 坂井 毅
	10番 山先守夫		
欠席議員	なし		
会議録署名議員	4番 井波秀俊	5番 山村秀俊	6番 西田時雄
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職氏名	町長 前 哲雄 総務課長 川北征章 福祉課長 村田真寿美 土木課長 山本忠浩	副町長 田西秀司 税務課長 吉岡友次 産業経済課長 奥村栄一 学校教育課長兼社会教育課長 東 誠	教育長 室谷敏彦 住民課長 大山恭功
職務のため議場に出席 を求めた者の職氏名	事務局長 中田利明		
議事日程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

令和2年第9回

議 事 日 程 (第2号)

川北町議会定例会

令和2年12月11日 午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第66号から議案第69号まで (一括議題)

《再開、会議》

◇議長 苗代 実

本日の出席議員数は、10名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

(午前10時01分)

《一般質問、答弁》

◇議長 苗代 実

日程第1 一般質問を行います。

発言の通告が参っておりますので、順次発言を許可します。

3番 窪田 博君。

◇3番 窪田 博

はい、議長。

12月町議会定例会において、一般質問の機会をいただきましたので、分割質問方式により次の2点について質問します。

1点目は、企業誘致の取り組みについてであります。

川北町は昭和55年に町政を施行して、本年40周年を迎えました。昭和59年に当時の松下電器産業石川工場を誘致し、その後、数々の企業や大規模小売店舗が誘致され、徐々に町税も増加し、町の財政基盤が一段と強化されました。その財源を基に、他の市町に先駆けて、義務教育までの児童・生徒の医療費の無料化、そのほか保育料や水道料等の公共料金を低く抑えたことで、県内でも子育てしやすい福祉の町として知られるようになりました。

先の9月議会で町当局から令和元年度一般会計の決算報告がございました。その中の一般会計の歳入では、町税は前年度より

やや減少し、その町税の中でも固定資産税の減少が主な要因との報告がございました。また、最近の数年間の町税の推移をみますと、景気の動向もありますが横ばいの傾向であります。

これからも充実した福祉の継続と、今後予想される老朽化した水道・下水道管や学校等公共施設のインフラ改修にかかる整備費等、これらに対応するためには安定的な財源の確保が大事であります。

ところで、町が造成しました東部地区工業団地に念願の優良企業が進出しましたが、当団地にはまだ4.68haの未買地があります。どのような状況か、現状と今後の見通しについて伺います。

そして、今後も「住みたいふるさと川北」を堅持するため、東部地区工業団地の完売後も引き続き新たな優良企業を誘致していかねばならないと思います。

先月、町の西部地区に県外の物流会社が冷凍冷蔵庫の倉庫などを備えた物流センターを新たに開設するとの朗報がございました。

コロナ禍の厳しい経済状況ではありますが、県内外の企業情報の収集と併せ、どのような形態の企業を求めていくのか、これからの企業誘致に対する取り組みについて、町当局に伺います。

◇議長 苗代 実

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

お答え致します。

企業誘致についてのお尋ねでございます。

東部工業団地には本年10月1日に伸晃化学株式会社川北工場が完成し、本格稼働に向けて現在、機械設備等の配備が進められています。

新たな企業誘致につきましては、これまで石川県や金融機関などから、企業情報を収集するなど協議、連携を図って参りました。

ご承知のとおり大多数の企業は現在のコロナ禍による影響を受け、業績が大幅に落ち込んでいる状況であり、規模拡大や設備投資に慎重であります。

このため造成完了後は、食品加工業など数社からの問い合わせがあったものの、残念ながらその面積や条件が合致しない為、現在は企業との具体的な交渉には至っていないのが実状であります。

その一方で、先般広島県に本社を置きますシモハナ物流株式会社が、北陸での初進出となります物流拠点を川北地内に決定し、令和4年春の完成を目指し、造成工事に着手しております。

これは、東部工業団地への企業の誘致活動の一つの成果だと考えております。

今後とも、安定的な財源確保を図るため、東部工業団地の未買地につきましても、区画を分割するなどを考え、多くの企業の需要に応えられるよう、また今後の経済動向を注視しながら誘致活動を進めて参りたいと考えております。

◇3番 窪田 博

議長、3番。

◇議長 苗代 実

3番 窪田 博。

◇3番 窪田 博

2点目は、宅地造成についてであります。

これまで町では、サンハイム川北・橘・中島の3つの町営住宅の建設。そして段階的ではありますが、ひばりタウンなど町内の上から下の3地区ごとにバランスのとれた宅地造成が行なわれた結果、若い世代を中心に町の人口が増加してきました。

そして県下でも最も安い保育料や、出産祝金など突出した手厚い少子化対策を推進し、多くの市町村で高齢化が進む中、年少人口比率が県内で一番高く注目されてきました。

本年3月には、第2期川北町版総合戦略の基本方針が公表され、その戦略の中で5年後の2025年の目標人口を6,800人と掲げております。

しかしながら、近年の小学校と中学校の生徒数の合計は、平成27年の835人。令和元年の742人と、この5年間は横ばいか減少傾向になっております。

更に子どもの出生数も平成27年の61人。令和元年の43人となっており、同様の傾向でございます。

現在、町では旧集落に顕在化してきている空き家対策として空き家バンク制度の普及などに力を注いでおりますが、町の人口対策の一つとして、宅地造成の推進が考えられます。

一方、宅地造成に関し、町では地区主体が行う宅地造成にかかる道路、水道管等にかかるインフラ整備に対して支援する方針でございますが、この厳しい経済状況や地区の諸課題もあり、地区主体の宅地造成は中々進まないのが現状かと思われま

町内の土地は優良農地が大半を占め、利用できる土地も限られております。

町の将来を見据え、土地利用の基本指針に沿い、町が誘導・指導し均衡のとれた宅地造成を促すことできないか町当局に伺います。

◇議長 苗代 実

土木課長 山本忠浩君。

◇土木課長 山本忠浩

はい、議長。

お答え致します。

町総合戦略に掲げる目標人口に対し、近年の児童生徒数及び出生数は減少傾向で、若い世代の子育てしやすい環境づくりが必要であり、当町に限らず各自治体の課題となっています。

また町の現状として、サンハイム三反田の改修計画による入居制限で、減少している一面もございます。

これまでに行ってきた町主体での大規模開発は、農地法の規制強化により農地転用が困難となってきております。

こうした中、集落周辺の転用可能な土地で宅地造成が進められるようになりました。

これは集落周辺での造成ということで、地域のコミュニティー効果も期待出来るメリットもございます。

これまで地区主体で宅地開発を行った地区では、こうした効果によって1年余りの間で人口が50人増加しています。

また町内でここ数年における新築住宅の棟数を見ますと、平成30年度から現在までに70棟が建設され、その内33世帯が町外から転入し、年少人口は30人増加していま

す。

これをモデルケースとし、複数の地区において地区が主体となって整備計画を進めており、様々な諸課題を整理しています。

しかし整備計画への同意やインフラ整備で厳しい条件など、協議が難航していることも伺っており、これに対し町でも相談や対応策など協力をしているところであります。

もとより、新たな宅地開発のみならず、地区内にある空き家の利活用をすることも重要な対策のひとつと考えております。

地区主体による宅地開発では、これまでと同様、インフラ整備等の支援を継続して参ります。

◇議長 苗代 実

5番 山村秀俊君。

◇5番 山村秀俊

はい、議長。

12月議会定例会に一般質問の機会を頂きましたので、3点について分割質問方式によりお尋ねします。

1点目は子供の遊び場の整備予定についてお尋ねします。

多目的運動公園の整備については、広報かわきた8月号にも掲載されたとおり、基本設計が完了し、実施設計に移行中のようですが、その掲載された基本設計のイメージ図では、子供の遊び場部分がイメージできません。

平成30年3月議会での質問に対する答弁は、「多目的運動公園整備事業の調査の中で整備できないか検討したい」とのことでしたので、お尋ねします。

検討結果として、子供の遊び場の整備計画があるのかどうか。今後の整備予定について、町当局の考えをお聞かせください。

◇議長 苗代 実

教育課長 東 誠君。

◇教育課長 東 誠

はい、議長。

お答え致します。

多くの町民の皆様のご要望を受けて実施する、仮称でございますけれども、多目的運動公園整備事業は、現在、実施設計を進めているところでございます。

先月 20 日には、土地収用法に基づく県の事業認定を受け、現在事業用地の取得に向けた作業に取り掛かっています。

議員ご質問の子供の遊び場の整備予定につきましては、今年 6 月に開催した整備検討委員会の中でも、「小さい子供が遊べる場所や遊具があった方が良いのでは」と言うご意見も頂いております。

この多目的運動公園は、東西 2 つのゾーンに分け、東側は部活動やスポーツ競技に利用する多目的広場。そして西側を休憩や散策など、憩いのゾーンである休憩広場とする計画で進めており、子供たちが安全で安心して遊べる場所として休憩広場の一部に複合遊具を設置する計画であります。

今後も整備検討委員会を開催しご意見を伺う予定であり、併せて町の広報やホームページ等にも掲載し、町民の皆様にお知らせして参りたいと考えております。

◇5 番 山村秀俊

議長、5 番。

◇議長 苗代 実

5 番 山村秀俊君。

◇5 番 山村秀俊

2 点目は、アマンの再利用についてお尋ねします。

まずスポーツリゾートアマンについては、コロナ禍の厳しい経営環境により、本年 8 月 31 日付で自己破産の申し立てに至り、町民にとって身近な施設が利用出来なくなりました。

アマンは中・高年齢層を中心に、町内外の多くの人に利用され、これまで 20 年間に亘り町民の健康維持・増進に、またコミュニティスペースの役割も果たしてきただけに、町民からも惜しむ声、再開を望む声が多く寄せられています。

今後、町として所有者に対し、再活用の働きかけや仲介により、この施設を部分的にも再利用が図られないものか。

既にふれあい健康センターの経営によりノウハウがあり、今後、健康施設としての再利用について町当局の考えをお聞かせください。

◇議長 苗代 実

総務課長 川北征章君。

◇総務課長 川北征章

はい、議長。

お答え致します。

スポーツリゾートアマンにつきましては、これまで健康の増進やコミュニケーションの場として、町民をはじめ多くの方々に利用されており、町と致しましても非常に残念に思っております。

アマンは平成 13 年 5 月に開業し、約 20

年が経過している事などから、今後の維持管理費や取得費用等を考えますと、町が健康施設として再利用を行うことは非常に難しいと考えております。

現在、所有者など民間事業者の間で話し合いが行われているとお聞きしておりますので、民間事業者等による再利用に期待を寄せながら、動向を見守って参りたいと考えております。

◇5番 山村秀俊

議長、5番。

◇議長 苗代 実

5番 山村秀俊君。

◇5番 山村秀俊

3点目はタクシー補助制度についてお尋ねします。

高齢化の加速により、社会全体に高齢者世帯が増加し、歩行等が困難ないわゆる交通弱者が多くなる中、高齢者に対するタクシー補助制度が全国的に静かな広がりを見せています。

このタクシー補助制度について、全国の自治体の導入事例を視ますと、初乗り運賃助成・定額料金助成・定率料金助成の3つの方法があり、その中でも初乗り運賃助成と定額料金助成を採用する自治体が、圧倒的に多いようです。

町でも試行期間も含め、来年度よりタクシー初乗り運賃を助成する事業を実施する予定とのことですが、定額料金500円を助成する方法が利用する高齢者に分かり易く、負担額の計算もし易いのではないかと考えます。

タクシー助成事業の導入に当り、定額料

金助成も含めた検討が必要と考えますが、町当局の考えをお聞かせください。

◇議長 苗代 実

福祉課長 村田真寿美君。

◇福祉課長 村田真寿美

はい、議長。

お答え致します。

タクシー補助制度についてでございますが、今年9月の議会定例会において答弁致しました内容と重複するところもございますが、高齢者や免許返納者など移動が不便、あるいは困難な方々の生活支援として、来年度より試行期間も含め、町内巡回バスとタクシー助成事業を実施する計画をしております。

県内外を問わず先駆的に実施している自治体などを参考に、その運営方法や事業内容について現在検討を重ねているところであり、議員のご意見も含め、川北町に合った体制づくりと事業の展開を図って参りたいと考えております。

◇議長 苗代 実

9番 坂井 毅君。

◇9番 坂井 毅

議長。

皆さん、おはようございます。

最近、新聞・テレビ等を見ますと、新型コロナウイルスの新規感染者が連日最多を更新致しております。なかなか拡大に歯止めがかからない状態が続いております。これから自分自身の安全対策は自分自身で充分とっていく必要があるかと思っております。また国外では、いよいよワクチン接種が始まります。

日本でも1日でも早い接種が出来ればと思う今日この頃でございます。これから寒くなりますと、まだまだ感染者が増えると思いますので、充分気を付けたいと思います。

それでは、12月議会に次の3点について分割質問方式により、お尋ねしたいと思います。

まず1点目。1点目は町花、かわらなでしこ絶滅からの取り組みについてお尋ねします。

昭和61年に川北町の町民憲章が制定されました。そして町の花 かわらなでしこ・町の木 けやき・町の鳥 ひばりも同時に制定されました。制定されてから今年で34年が経ちました。

かれんなピンクの小さい花を咲かせる、町の花 かわらなでしこが、最近段々と見られなくなりました。もう絶滅危惧種になっているのではないのでしょうか。

今年は町制施行40周年の記念の年でもあります。この記念すべき年に町の花でありますかわらなでしこが、町から消えてしまうのではないかと危惧しております。

何とかこの40周年を境に町のシンボルマークで有りますかわらなでしこが、どこでも見られるように、もう一度復活出来ないかと思うわけでございます。

当時平成3年の石川国体に合わせ、役場付近の県道沿いに、小学生によりかわらなでしこの苗が植えつけられました。そしてナデシコロード作りが実施されました。そのときは、県道の路肩等に沢山のピンクの花が咲き、当時の子供達も町の花 かわらなでしこを覚えていると思います。

しかし、残念なことに月日が経つにつれ、

県道の草刈りや除草剤の散布等により、今では県道の路肩で見ることが出来ない状況であります。

そこで今後は、役場庁舎近辺や、各小中学校の中庭・親水公園・各区に有ります公園等に植樹してはいかがでしょうか。

今の子供達には町の花 かわらなでしこを見たことはないと思います。今のうちに、植樹出来れば絶滅の危機から脱することが出来ると思いますし、各区でも育てて頂ければ有り難いと思います。

何としても、町のシンボルマークで有ります町の花 かわらなでしこを絶滅させるわけにはいかないと考えますし、是非復活していただきたいと思いますが、町として今後どのような取り組みをされるか当局の考えを伺います。

◇議長 苗代 実

教育課長 東 誠君。

◇教育課長 東 誠

はい、議長。

お答え致します。

町の花である、かわらなでしこにつきましては、昭和61年に町民憲章の制定に併せて、町の花・町の木・町の鳥も決定されました。

町の花のかわらなでしこは、平成3年の石川国体に合わせ、ナデシコロードづくりの実施や各地区の公民館周辺への植栽、また国体終了後にも、各地区と連携し普及活動を実施して参りました。

しかしながらご質問にあるように、今では間近で見かけることが少なくなっています。

このような中、今後の対策として公民館活動事業として実施している、花いっぱい運動により、かわらなでしこの植栽を奨励することで、各地区の公園等への植栽を広めていきたいと考えております。

また公共施設につきましても、現在進めている仮称でございます多目的運動公園の一部に、町の花 かわらなでしこを植栽する計画であり、役場庁舎周辺などへの植栽も併せて今後の普及に努めて参りたいと考えています。

その他、各小学校では社会科や理科の授業の中で、この町の花 かわらなでしこについても学習をしており、絶滅をさせないためにも、今後は授業の中で種を蒔いて生長を観察することも検討していきたいと考えております。

◇9番 坂井 毅

議長、9番。

◇議長 苗代 実

9番 坂井 毅君。

◇9番 坂井 毅

今、答弁をいただきました。本当に心強い答弁でございました。是非ひとつ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目、上・下水道の整備計画についてお尋ねします。

各集落の排水処理施設が、昭和56年頃から順次、国の農村総合整備モデル事業により竣工したように思ひます。

そして平成5年に集落排水事業、下水道ですが全て完了しました。早い地区では約40年近く経ちました。この間には機能強化事業も順次実施されて参りました。

また各地区における飲雑用水施設、簡易水道、上水道の整備も順次竣工致しました。

私の記憶では、橘区の上水道は区の中で3つの井戸を利用して各家々に水を供給しております。当時は町の水道には加入しておりませんでした。しかし平成9年に橘区の管理棟と管路の工事も整備し、町の上水道に加入を致しました。

今、町では少子化対策として、白地の宅地化を推奨致しております。そこで橘区でも宅地化しようと、町と打ち合わせを行いました。下水道は処理人口には余裕がありましたけれども、上水道の給水人口が上限に近づいており、10軒以上の宅地化は無理と言われる状況であります。もう少し早く、各区の上・下水道の給水人口や下水処理人口の状況を明らかにすべきと思ひます。

また、他地区においても、上・下水道が足りない話を聞いております。上水道の場合は井戸から鑿泉するとなりますと、区の負担金も大きく、その準備もしなければなりません。

また区によっては、区民の負担金もお願いしなければなりません。急に言われてすぐ出来るものではありません。

町は区の上・下水道担当者と連携を密にして情報提供や話をして頂かないと、今後上下水道の整備は難しいと思ひますし、町の言う宅地開発も難しいと思ひます。

そこで次の3点について町当局の考えを伺ひます。

まず1点目ですが、上・下水道の今後の計画ということで、平成31年3月に策定されました町の簡易水道事業、上水道ですが、この経営戦略を見ますと、町の将来人口は

増加傾向と予想しており、将来の給水人口については、平成 29 年度に 6,269 人であった給水人口は、平成 40 年、令和 10 年度には 6,642 人に増加する見込みと予測致しております。しかも施設利用率は 53.91%。これは 29 年度の実績となっており、十分に余裕があるように書かれています。

しかし、これはあくまでも全体の給水人口の予測であり、残念ながら個別、各区毎の予測ではありません。

私は個別の給水人口を予測する方が、今後どこの地区の人口が増加するのか、増加する地区に対しては新たな施設を建設する方向で考えていけば良いのではないかと思います。

また現在、上限に近い区に対しては、今後どう対応して行くのか町の考えを伺います。

2 点目。上・下水道は開発業者に任せていいのか。

今後、宅地開発を行う上で、上・下水道の足りない区は、町の上・下水道に入らず、開発業者に任せて単独の上水道、下水道の場合は浄化槽としてもいいのか伺います。

3 点目は隣接する地区の集約が出来ないか。

今後、隣接する地区においては、現在下先出・壺ツ屋・与九郎島地区の 3 地区が共同利用できるように集約されておりますが、今後集約する計画はないのでしょうか。

現状では、下水道は毎年どこかの地区で、機能強化を行っており効率的とは言えないと思いますし、上水道にしても今後共同利用できればと思いますが、町の考えを伺います。

◇議長 苗代 実

土木課長 山本忠浩君。

◇土木課長 山本忠浩

はい、議長。

お答え致します。

上下水道についてのお尋ねですが、1 点目の整備計画につきましては、今年度より木呂場地区の簡易水道施設について事業が開始され、測量調査設計等が完了し、先般、配水池の建設用地について売買契約を締結したところでございます。

今後、施設整備及び管路工事について、来年度から 3 カ年をかけて整備予定となっております。

また農村総合整備事業の対象とならない 3 施設の改修を優先し、更には長期計画ではありますが、老朽化が著しい各地区の既設給水管を順次更新して参ります。

次に集落排水施設につきましては、本年度、上先出処理場の機能強化工事を実施しております。

次年度以降については宅地開発の動向を踏まえ、国の補助事業を活用しながら機能強化事業を進めて参ります。

町内の宅地開発につきましては、その都度相談を受け対応しておりますが、今後は区長会などを通じて、計画人口と現在の給水及び処理人口などを含め、周知した上で対応していきたいと考えています。

2 点目の開発業者との対応ですが、複数の地区で不動産業者から宅地開発の相談を受けており、町では上下水道の処理能力などを説明し地元への同意許可を促しています。

あくまで地区の判断で加入の有無を決定

しているため、単独の井戸や浄化槽を設置したケースはこれまでに数か所ございます。

3 点目の隣接地区の集約ですが、現在地区間で接続された施設は、簡易水道で 3 箇所、下水道で 2 箇所となっております。

現在の給水施設等を改修する場合、国の補助事業による整備は不可能で、すべて町の単独事業となります。

従いまして施設の増設、井戸の鑿泉など整備に多額の事業費が必要となり、尚且つ、地元負担が発生するなど現実的ではありません。

今後の整備計画ですが、最初に申し上げた通り、老朽化している施設及び既設管路の更新について、長期間ではありますが、順次進めて参ります。

◇9 番 坂井 毅

議長、9 番。

◇議長 苗代 実

9 番 坂井 毅君。

◇9 番 坂井 毅

再質問をしたいと思います。

今、答弁をいただきましたが、令和元年に経営戦略が策定されまして、この中の簡易水道事業の財政状態は、料金収入で給水に係る経費を賄えていないため、老朽化した施設管路の更新工事の資金が不足している。

そこで町の過去 5 年間の収支を見てみますと、歳入歳出は約 30,000 千円。料金収入は約 20,000 千円であります。

しかし、事業基金の取崩しや一般会計からの繰入金が多くなっております。

一般会計と基金の取崩しで約 10,000 千

円。事業基金もこのままで推移しますと近々底をついてしまう可能性があると思います。

また、今後老朽化による施設や管路の更新等莫大なお金がかかるものと思われることから、利用料金の改定について、早急な検討が急務と思われませんが町の考えをお伺いします。

それから昭和 53 年以前の管路については、計画期間内に更新する方針を立てるとされています。もう少しスピード感をもって計画を立てる必要があると思われませんがいかがでしょうか。

◇議長 苗代 実

土木課長 山本忠浩君。

◇土木課長 山本忠浩

はい、議長。

只今の再質問についてお答え致します。

水道料金の経営収支につきましては、今ほど議員が述べられた通りでございますし、収支計画については毎年繰入金を充当していますのが現状でございます。

今回、今年度の予算では料金改定の検討委員会を設置し運営を行っていく予定でございました。しかし、ご承知の通りコロナウイルスの感染拡大によりまして、今年度は見送りをしたところでございます。

来年度の予算につきましては、改めて検討改定委員会を開催し、そこで料金改定を行っていく予定で考えております。

また、昭和 53 年度以前の管路の更新につきましては、施設数としてはかなりの数がございますが、そういった施設につきましてはそれぞれ計画的に更新をしていきたい。

当然地元との懇談を重ねながら優先順位をつけたうえで管路の更新をしていきたいと考えております。

◇9番 坂井 毅

議長、9番。

◇議長 苗代 実

9番 坂井 毅君。

◇9番 坂井 毅

それでは3点目についてお尋ね致します。

3点目は、川北町への防災における要望と避難訓練についてお尋ねします。

橘区においては毎年避難訓練を実施しており、本年も10月10日夜間に、橘区自主防災協議会により、大雨による床上浸水、今回は停電も想定しました。

一般区民は自宅での垂直避難、1階から2階以上へ移動を行い、区の役員や防災委員、班長さん等総勢40名が、浸水が夜間に発生したことを想定し、橘小学校への夜間避難訓練を初めて実施しました。

これはコロナウイルスの感染拡大を予防するために、一般区民は自宅での垂直避難となりました。

今回は初めての夜間避難訓練でもあり、各自ヘッドライトや懐中電灯を持って小学校の体育館に集合し、自主防災委員の指導のもと、検温・手指の消毒の徹底を行い、本部・救護班・消火班・衛生班・給水班等に別れ、まず最初に発電機を動かし、LED投光器を4か所に設置し、簡易テントの設営・簡易ベッドの設置・簡易トイレの設置等を行い、避難訓練のタイムスケジュール通り、午後7時から午後9時までに全て終了致しました。

特に今回は、橘小学校の校長先生も、こういう避難をするのかということで、夜遅くまで我々と一緒に避難訓練に参加していただきました。

今回は限られた人数で行われたわけですが、災害発生時は橘小学校への避難は7地区あります。これだけの地区から大勢の人が避難すれば大混乱が起きるのではないかと、危惧を致しました。

現在町では、校下単位の避難訓練も実施していないことから、今回の避難訓練で災害発生時には対応出来ない恐れがあると思いました。

地震や大雨などの特に広域な災害時に適正な対応が出来るよう、定期的な避難訓練を行う必要があると思います。

町では常日頃から安全・安心の町づくりをと言っていますが、一番大事な避難訓練をしないのは何故でしょうか。私は、備え無くして安全なしと言えるのではないかと思います。

訓練を実施することにより、いろんな問題点が把握出来るだけでなく、次の訓練に問題点が生かされると思います。訓練もしないで机上だけで考えるより、まずは実施することが一番ではないでしょうか。

そこで次の4点についてお伺い致します。

1点目は校下単位の避難訓練をやるのかどうか。

今まで何度も一般質問で避難訓練の実施を要望してきました。この間に町長は「行政防災無線工事完了後、総合的な防災訓練が実施出来るよう計画を進める」と言ってきたわけですが、あれからもう4年が経過しました。

職員だけで計画が出来なければ、各地区に優秀な防災士が沢山います。相談しながら計画を策定すれば出来たと思いますが、今まで何が原因で出来なかったのか伺います。

また今後、校下単位の避難訓練をいつ実施するのか伺います。

2点目、避難所における防災倉庫設置は大丈夫かということで、町では防災倉庫を各避難所に設置される予定ですが、大雨による河川氾濫がおきますと、防災倉庫の資材等が水浸しになる恐れがあり、かさ上げする必要があると思いますが、その対策をどのように考えておられるのか伺います。

3点目、避難所運営マニュアルの見直しはということで、現在の運営マニュアルは平成28年3月に作成されています。

これからの感染症対策の災害に備えるため、現行の運営マニュアルは見直しする必要があると思いますが、当局の考えを伺います。

4点目、要配慮者支援プランの見直しはどうか。

要配慮者支援プランは平成28年3月に一部修正されています。この中には、避難行動要支援者名簿の作成等が記載されていますが、適正に管理されているのでしょうか。

また、避難行動要支援者名簿の更新は毎年9月を目途に原本の更新及び副本の更新を行う事となっておりますが、更新はされているのでしょうか。

また現行の支援プランの見直しも必要と思いますが、当局の考えを伺います。

◇議長 苗代 実

総務課長 川北征章君。

◇総務課長 川北征章

はい、議長。

お答え致します。

先ず1点目の校区単位の避難訓練等についてであります。

町では総合的な防災訓練につきまして、平成30年度に手取川で実施されました国の水防演習の他、県の防災訓練等を参考に、町全域の総合的な訓練の実施に向けて検討して参りましたが、大規模な訓練となりますと物資の調達や人的な要因などで、思う様に計画が進みませんでした。

そこで6月議会で宮崎議員の質問にもお答えを致しました様に、先ずは2から3地区を対象とし、地区代表の方々にご協力を頂きまして、年明けの1月から2月の間で避難所の運営を中心とした防災訓練を計画致しております。

また避難訓練につきましては、自助・共助による各地区主体の訓練が重要であると考えております。避難所まで距離が遠い地区では、地区公民館に集合し訓練を行うなど、各地区により内容が異なることや、舟場島地区や下田子島地区のように避難所が川北中学校となっており、校区外へ避難する地区もあることから、校区単位での訓練は考えておりません。

町では、これまで同様に各地区主体の避難訓練に協力しながら、連携を図って参りたいと考えております。

2点目の防災倉庫についてであります。先般、避難所備蓄用品等購入業務契約を締結し、コロナ禍での避難所運営に必要な段

ボールベッドや間仕切り・手指消毒液・マスク等の購入を緊急で進めております。

避難所となる小中学校には、備蓄スペースが無いことから、各学校長と相談をし、学校近くの屋外に防災倉庫を設置し、備蓄用品を収納することとしており、今月中にすべての納入が完了する予定であります。

防災倉庫のかさ上げが必要ではないかとのご質問でございますが、水害時には浸水前に防災倉庫から備蓄用品の搬出を想定致しており、かさ上げしない方が迅速な対応が可能であると考えております。

その他、食料や毛布などの一般的な備蓄用品に関しましては、現在設計中の仮称であります多目的運動公園内の防災備蓄倉庫を考えており、更には、災害時に優先的に物資等の提供をして頂けるよう、災害協定も各種企業と締結致しております。有事の際の対応につきましては、広い視野を持って準備を進めているところであります。

次は3点目でございます。避難所運営マニュアルについてであります。現有の避難所運営マニュアルは、大規模災害時などで職員が避難所の運営対応に間に合わない場合を想定し、避難された方が自ら避難所運営をスムーズに行えるよう、平成28年3月に作成したものでございます。

新型コロナウイルス感染症対策に基づいた避難所運営マニュアルにつきまして、現在のマニュアルの別冊ということで、内閣府のガイドラインをもとに作成中であり、このマニュアルに基づいた訓練を年明けに実施したいと考えております。先ほど申し上げた訓練と一緒に実施したいと考えております。

最後4点目の要配慮者支援プランにつきまして、平成22年3月に作成し、災害対策基本法の改正に伴い平成28年3月に一部改正を致しております。

避難行動要支援者名簿につきましては、災害時に適切な対応ができるよう、能美署と総務課・福祉課が保有、管理をしております。

名簿は福祉課で、毎年各地区の区長や民生委員の方々にご協力を頂き更新をしております。

今年は、新型コロナウイルス感染症の影響で調査を延期しており、来年の2月に全町民に登録の意向調査を行う予定となっております。

今後も名簿の更新と必要に応じてプランの見直しを行って参りたいと考えております。

◇9番 坂井 毅

議長、9番。

◇議長 苗代 実

9番 坂井 毅君。

◇9番 坂井 毅

再質問をしたいと思っております。

先程お伺いした中で防災倉庫ですが、総務課長にお伺いしたいのは、川北町のハザードマップをよく見て嵩上げしないという判断をされたのか。ちゃんとハザードマップを見てやったのか、その辺をお聞きしたい。

それと学校長と町と話し合いをもって設置場所を決めた。そういう話であります。やはり防災委員の方と一緒に設置をしていただきたい。そういう思いでありま

すがなぜ、町の防災委員がいるのに防災委員と話をしなかったのかその辺もお聞きしたいと思います。

◇議長 苗代 実

総務課長 川北征章君。

◇総務課長 川北征章

はい、議長。

只今の再質問にお答え致します。

まずハザードマップを見たかと言うことでございますが、ハザードマップにつきましては、確認をさせていただいております。

それで先程申し上げました様に、水害の場合事前に堤防の決壊であるとかそういった情報も入ってきますので、事前にそこにある防災備品について搬入するということが嵩上げの必要はないというふうに判断を致しております。

なぜ学校長ということで、防災士と相談しなかったのかというところではありますが、避難所の運営等につきましては先程申し上げました様に、事前に備品等搬入したりということもありますし、学校の敷地周辺ということもございまして、まずは学校の方と設置場所を相談という形で、防災士の方につきましては設置場所であるとか設置内容は避難をしてからそこにある備蓄品の対応という形になるかと思っておりますので、防災士の方と設置場所について事前の相談は致しておりません。以上です。

◇9番 坂井 毅

議長、9番。

◇議長 苗代 実

9番 坂井 毅君。

◇9番 坂井 毅

再質問致します。

なぜハザードマップを見たかとお伺いしたのは、1000年に一度の大雨で24時間総雨量が539mmの雨が降った際に想定される浸水の深さなのですが、これは防災士の方に算出していただきました。

橘小学校では約1mから3m。これは川北町防災マップから計算した浸水の深さなのです。

近年の過去の災害を見ますと、平成26年8月に広島県で降った大雨なのですが、24時間の降水量が257mm。

そして平成29年の7月5日。これは福岡県で死者が37名出ているんですけど、この時の24時間の降水量は545mm。

令和元年の10月12日からの台風19号による24時間の降水量、これは非常に大きくて700～942mmこういう過去の例がございます。

今言われた様に大丈夫だという話なのですが、ハザードマップから見れば当然防災倉庫も水浸しになって簡易ベッド、段ボールでつくられたものだと思いますがそういう備品が水浸しになる可能性がい大きいというふうに思います。

今、橘小学校の場合を見てみますと、防災倉庫が学校から離れた駐車場の一角に防災倉庫が建てられている。こういう所に建てて良いのか。もっとなぜ学校敷地内に防災倉庫を建てないのか。いちいち駐車場、学校から離れた駐車場から備品を持ち出すということが本当に良いのか。もう少し検討する余地があるのではないかと。どこに行っても避難所に近い所に防災倉庫がある

と思う。橘小みたいに相当離れたところに倉庫を置いて、そこから備品の持出をするというのはどうしても納得がいかない。

もう少し検討していただきたいが、いかがでしょうか。

◇総務課長 川北征章

はい、議長。

◇議長 苗代 実

総務課長 川北征章君。

◇総務課長 川北征章

お答え致します。

先程も申し上げました様に、水害の場合事前にどの様な氾濫になるのかということが事前に分かるということでございまして、周りが水浸しになってから非難をするということは考えてございません。

それで少し離れた場所にありましても、軽トラに積んで避難所に運ぶことが出来る、事前に対応可能ですのでそのような対策になっております。

◇議長 苗代 実

4番 井波秀俊君。

◇4番 井波秀俊

はい、議長。

12月議会定例会におきまして、一般質問の機会をいただきましたので、私からは「中高生の放課後休日の学習環境について」と「外国人対策について」以上2点を分割質問方式により質問させていただきます。

まずは中高校生の放課後・休日の学習環境についてお尋ねします。

ある高校において、本年度生徒に「放課後・休日の学習はどこでしますか」という

アンケートを実施したところ、平日では学校が41%、自宅が28%、塾が22%、図書館が6%。休日でも学校が31%、自宅が25%、図書館が22%、塾が19%という結果がでました。

この結果を見ると、自宅で勉強する子供はわずか25%で、ほとんどの生徒が自宅以外の外の施設などで勉強していることがわかります。

理由は自宅だと誘惑が多く勉強出来ないというのがほとんどで、学校や図書館なら集中して勉強出来るという意見でした。

我が町においては、中学校は先生が部活動などがあるため、放課後の学校での学習は困難であり、自宅での学習が中心となります。

休日においては、町の図書館での学習スペースで勉強する中高校生が増えています。現在図書館の学習スペースはわずか17席と少なく、他にも図書館を利用しそこで読書を楽しむ町民も沢山いらっしゃるの、直ぐに満席となり、下のふれあい健康センターの大広間や自宅に戻らなくてはならない状況であります。

町内の中学高校生からは、放課後や休日に自宅以外で勉強出来るところが欲しいと強く要望がきております。

そこで学習指導員を利用して、放課後の中学校での学習を出来るようにしたり、中高校生が学習出来る場所を新たに整備するなどの対応が必要ではないかと思われま。

中高校生の放課後・休日の学習環境について町当局のお考えをお伺いします。

◇議長 苗代 実

教育長 室谷敏彦君。

◇教育長 室谷敏彦

はい、議長。

お答え致します。

今年度の町総合教育会議の重点施策の一つとして、小中学校の学力向上に向けての取り組みを進めており、各学校では年度当初に計画した学力向上ロードマップをもとに、全教職員の参加・参画のもと、授業改善を組織的に行っています。

その成果として、川北町は全国学力・学習状況調査の平均正答率で、毎年高い学力を維持しています。これからも継続した高い学力を維持していくために、教室での授業だけではなく、家庭学習の充実にも目を向けて取り組みを始めているところでございます。

そこで議員のご質問にもあったように、放課後の学習場所の提供について、現在は、受験生である中学3年生が入試に向けて意識を高めていくことと、学力の定着を目的として、希望者を対象に短い期間ですが、学校での学習を実施しております。

今後につきましては、教員の負担軽減も含めて学校と相談していきたいと思います。

そして図書館も含め、中高生が放課後に学習できる場所の一つとして、現在サンアリーナの1階ミーティングルームを考えております。

ミーティングルームは、サンアリーナの管理人が常駐し空調も整備されており、使用前の検温や消毒等、コロナ対策も十分に対応できると思いますので、今後の開放に向けての準備を進めて参ります。

◇4番 井波秀俊

議長、4番。

◇議長 苗代 実

4番 井波秀俊君。

◇4番 井波秀俊

ありがとうございます。ミーティングルームを用意して学習スペースを確保するだけではなく、環境を整えての運営の方をよろしくお願い致します。

次の質問に移ります。

2つ目の質問は、外国人対策について、お伺いします。

近年、町内には外国からの移住者や外国人就労者の姿をよく見かけるようになりました。

企業の人手不足や出入国管理及び難民認定法、略して入管法が昨年改正され、外国人受け入れ政策が見直された為、今後日本国内における外国人技能実習生などが更に増えると予測されます。

我が川北町でも、製造業や物流関係での雇用も多く、今後規制が緩和された業種での雇用、人手不足対策としての外国人技能実習生の雇用増加が想定され、外国籍住民の増加も想定されます。これはグローバルな社会情勢において、避けては通れない状況だと思えます。

しかしながら、町民の中には日本の習慣や文化を知らない外国人が住むことによって問題が起きたり、事件が起きるのではと心配や不安視する方も少なくありません。

他地域でもゴミの出し方や、地域独自のルールを守らないなど、以前から住む住民と外国籍住民との間でトラブルが起きたりして、犯罪も発生しています。

せっかく遠い外国から遥々日本へやってくる、川北町に住みながら働きにきてくれているのですから、外国籍住民の方々と地元住民とが仲良く、融和した地域づくりがこのグローバル化社会には必要ではないでしょうか。

そのためには外国籍住民の方が、如何に住みやすくなるのか。住民との間に問題が起きないようにするにはどうすればよいか。どのように川北町の習慣やルールを伝え、守ってもらえるのか。

万が一問題や犯罪が起きた場合はどこが責任を持ちどう対処するのかなど、いろいろな対策が必要ではないでしょうか。

対処策を打ち出すことにより、地元住民の方々も安心して偏見を持たずに外国籍住民の方々を受け入れることが出来、融和がはかれるのではないのでしょうか。

外国人対策について、町当局のお考えをお伺い致します。

◇議長 苗代 実

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

お答え致します。

外国人対策についてであります。川北町における外国人住民は、本年 10 月末で 57 人。うち企業で受け入れている、所謂、技能実習生が 39 人で約 7 割を占めているのが現状でございます。

ご指摘のように、中小企業等における技能実習生の受入れは、人手不足もあり増加傾向にあります。

こうした傾向は全国的にも見られ、近年、

少子高齢化による人手不足がますます深刻になってきたことから、平成 31 年 4 月 1 日に今ほど議員ご指摘の入管法の改正が行われました。

従来は単純労働として認められていなかった外国人労働者の就労活動について、人材確保が困難な状況にある産業分野において、在留資格の特定技能 1 号及び 2 号を創設し、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人の雇用が可能となりました。

現在はコロナ禍ということもあって、技能実習生は前年より減少していますが、新型コロナウイルス感染症が終息し、経済が再生すれば再び技能実習生に加え、特定技能労働者の増加が想定されるところであります。

このような中、日本人住民と外国人住民の間でのトラブルが起きないように。

また一方で、外国人がもつ多様な背景や柔軟な思考が地域活性化につながる可能性もあることから、先ず第一に相互の理解を深め信頼関係を築くことが重要であると考えております。

町では、今後、文化庁が実施致します「地域日本語教育スタートアッププログラム」を活用し、外国人住民を対象とする日本語教室を立ち上げ、外国人の日本語学習を支援するとともに、外国人住民と日本人住民の交流の機会を通して、お互いの文化や習慣・マナーを理解しあい、信頼関係を醸成し、住み良い多文化共生社会づくりに取り組んで参りたいと考えているところであります。

◇議長 苗代 実

1 番 山田勝裕君。

◇1 番 山田勝裕

はい、議長。

私の方からは分割質問方式により、2 点について簡潔に質問したいと思います。

1 点目は、小中学校の ICT 教育環境の状況についてお聞きします。

文部科学省では、所謂ギガスクール構想の早期実現に向けて積極的に取り組んでおりますが、ICT 教育、つまり情報通信技術を活用した教育がこれからの重要なアイテムとして推進されています。

パソコンやタブレットを使ってインターネットを活用して、効率的でわかりやすい授業が展開され、生徒一人一人への個別的な授業や先生方の校務の効率化にも寄与するとして大きな期待が寄せられているところです。

ギガスクール構想への町の対応について、生徒一人一人にパソコンを配布することばかりが何か先行しているように思われますが、高速インターネット回線・無線 LAN 整備についてはどのように対応しているのでしょうか。

また先生方が円滑に ICT 教育を推進するためには、ギガスクールサポーターの配置や先生方の研修も必要となってくるはずなのですが、端末を整備する前にネット回線の整備やギガスクールサポーターの確保・研修等の状況について、どのようになっているか伺いたいと思いますし、またこの整備に限らず、本町の小中学校では英語教育に非常に積極的に取り組んでいるところですが、外国人講師との英会話授業を実施し

ている中で、やや不都合が生じているように聞いております。この英会話授業を有効に展開するうえでも、十分な整備ができているのかどうかその対応についてお聞きします。

よろしくお願い致します。

◇議長 苗代 実

教育長 室谷敏彦君。

◇教育長 室谷敏彦

はい、議長。

お答えを致します。

GIGA スクール構想の実現に向けて、町と致しましては、現在、1 月末までに小中学校の全児童生徒にタブレット端末を 1 人 1 台の配置を進めています。

また、各学校内でこれらの端末を有効に活用するために、今年 7 月には小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務を発注し、端末の整備に合わせて完成を目指しています。

この施設整備により、外国人講師と直接会話ができるオンライン英会話授業や、学習支援ソフトを活用した授業が、安定した状態で使用できるものと考えております。

今後の ICT 教育の推進につきましては、授業支援・学習支援ソフトの導入に向けて、各学校の教員を中心とした ICT 教育推進委員会を立ち上げ、各校担当者の意見を組み入れながら端末の有効活用について検討を進めています。

またコロナ禍においてもオンライン会議用アプリを活用したオンライン授業や個別学習ドリルを使い、効果的な個別指導にも繋がることを期待しており、新年度からの

有効活用に向けて町学校教育研究会での研修会や、他市町での先進的な取り組みを実践している学校に直接視察に行く計画も進めております。

GIGA スクールサポーターの確保につきましては、全国的に人員が少なく、確保は厳しい状況であると聞いていますが、現在、学校で ICT 教育の授業に入っている ICT サポーターの支援も視野に入れることを申し上げ、答弁と致します。

◇1 番 山田勝裕

議長、1 番。

◇議長 苗代 実

1 番 山田勝裕君。

◇1 番 山田勝裕

是非有効に活用をして、成果を上げていただきたいと思います。

2 つ目は、先ほど坂井議員もおっしゃいましたが、新型コロナウイルス感染症第 3 波についてでございます。特に家庭内感染の防止に向けてお聞きします。

新型コロナ感染症第 3 波がもう全世界的に拡大の様相を呈しています。わが国でも大都会を中心に、また季節が冬に向かい気温が低下する地域での感染拡大も懸念されています。

やはり元はこのウイルスの感染力が高く、いまだ根本的な治療薬が開発されていないことにございます。

第 3 波の傾向として、若者の感染を中心に全世代でも感染が広がり、また家庭内感染の拡大も危惧されているところです。

ところが、最近では我々全体にも慣れや、コロナ疲れや危機感が薄くなっていること

も第 3 波の原因になっているように思います。

町としてもこの第 3 波に対応すべく、またコロナに対する疲弊感や慣れに今一度町民への対策強化を図り、町としてできる家庭内感染への食い止めに推進すべきであるというふうに考えます。どのような対策に取り組んでいるのでしょうかお聞きしたいと思います。

例えば家庭内感染の防止に向けて、日常的に短時間に手軽に体温計測することができ非接触型体温計等の町民への普及ができないものかお聞き致します。

◇議長 苗代 実

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

お答え致します。

遡りますと、昨年 12 月中国湖北省武漢市で原因不明の肺炎患者が確認されてから 1 年が経過しようとしています。

今や全世界でこの新型コロナウイルス感染が拡大しており、私たちの生活様式も 1 年前に比べ大きく様変わりをしているのが現状でございます。

川北町も様々な角度からコロナ対策に力を注いで参りました。

緊急事態宣言解除後、一時は国内も落ち着いた様相を呈していましたが、今また、大きな波が押し寄せてきている地域もございます。

コロナワクチンにつきましては、厚生労働省より令和 3 年前半までには、全国民が接種出来るよう準備を進めている旨の通知

や報道等がございましたが、詳細については、まだまだ未確定な点も多く、一日も早いワクチン接種や特効薬が出来ることを願っているところであります。

それまでは一人ひとりが基本的な予防対策を行い、年末年始でも責任を持った行動をとっていただきたいと思います。

これから寒い時期を迎えるにあたり、室内の換気と適度な湿度を保つよう心掛けて頂きたい、このことにつきましては、防災無線をはじめ12月に入り、老人クラブや保育所・小中学校の保護者の方、女性協議会の皆様方にも、メールやチラシをもって周知したところであります。

家庭内感染対策につきましては、今後、広報誌等にて周知を図っていきたく考えております。

また、議員ご提案の非接触型体温計の普及につきましては、体温計に限らずコロナ予防対策に必要な商品について、川北町価格にて提供いただけないか、現在町内商業施設に働きかけを行っているところであります。

町民の皆様方には、年末から年明けにかけて、お知らせ出来るよう準備を進めておりますが、これに加えまして地域応援商品券も大いに活用して頂きたいと考えているところでもあります。

◇議長 苗代 実

2番 宮崎 稔君。

◇2番 宮崎 稔

はい、議長。

分割質問方式により、2点についてお尋ね致します。

1点目は移住定住促進策についてお伺いします。

町はこれまで、移住定住促進に努力され、人口を増やしてこられました。

しかし、近年は人口減少の傾向が強くなってきております。令和元年度の子どもの出生数は43人で、平成25年度の半数近くに減っております。また転出超過の傾向、つまり人口流出の傾向は平成26年度より続いております。

しかし隣の白山市と能美市では今でも人口は増加していますし、転出ではなく転入超過が続いています。

現在の川北町の年齢区分別人口を見ますと、20～39歳の子供を産む世代の人口が、ちょうど少なくなっている時期で、10年前の3分の2まで減っています。親となる世代の人口が減っていますので、生まれる子供の数も減るのも当然な時期となっております。

この状況は今後10年近くは続くのではと思われまます。

子供の出生数の減少により、川北町でも平成29年度からは死亡者数が出生数を上回る人口の自然減の時代に突入しています。

これからは、近年続いている転出超過を安定的な転入超過に戻さない限り人口減少は止められません。

この状況下、近年の転出超過はなぜ起きていると分析されるか、転入超過に向けてどのような対策を取られるのか、お考えをお伺いしたいと思います。

転出超過がなぜ起きたか、要因分析には客観的な考察が必要だと思えます。

現在川北町で起きている転入転出はどん

な年齢層の人がどんな理由で移動しているのか。

転入する人は川北の何が良くて来られるのか。UターンなのかIターンなのか。転出する人は川北に何か不満があったのかなどの調査データを基に要因分析を行い、適切な対策を立てる必要があると思います。

またこれまで町が行ってきた他の自治体に無い独自策は、他の自治体も同様の施策を行ったり、それを上回る施策を実施するようになっており、今では差別化するのが難しくなっていると思います。

例えば、18歳までの子供の医療費の無償化は他の自治体でもやっていますし、新築住宅取得奨励金では若年移住者に加算金を支給する自治体もあります。

差別化の再強化の為、施策や制度の比較見直しも必要ではないかと思います。

町として近年の人口減少と今後の移住定住促進策についてどのようにお考えなのかをお伺い致します。

◇議長 苗代 実

総務課長 川北征章君。

◇総務課長 川北征章

はい、議長。

お答え致します。

これまで町では、保育料や水道・下水道料金などの公共料金の低廉化や若い世代の定住を促進するため、町営住宅の建設、保育所・児童館の整備などを行って参りました。

また若い世代が子どもを産み育てやすい環境整備として、放課後児童クラブやファミリーサポートセンター事業、そして昨年

9月からは、電子母子手帳の機能を有し、町からの子育て情報がタイムリーに届けることが出来る「かわきた子育てアプリ」を導入するなど、子育て支援にも力を注いでおります。

その他、新築住宅を建築又は購入した方に対する補助として新築住宅取得奨励金や婚活イベントに対する助成を行っております。

議員ご指摘の転出超過に関する調査につきましては、個人的な事情があることから、情報の収集は難しいと考えております。

町独自の施策につきましては、現在、実施しています施策の継続や拡充を軸に考えて参りたいと思いますが、まずは、受け皿となる住宅用地の造成が重要であると考えています。

しかしご存知のように、町内全域が農業振興地域となっており、大規模な宅地造成は非常に厳しい状況であります。

そこで一部の地区では既に実施されていますが、集落周辺の転用可能な農地の宅地化や集落内の空き家、空き地の有効活用を行うことが最善の策ではないかと考え、集落が中心となった宅地開発に対し支援を行うなどの対策を取りながら、今後も住みやすさが実感できる快適な町づくりを進め、移住定住の促進に努めて参りたいと考えております。

◇2番 宮崎 稔

議長、2番。

◇議長 苗代 実

2番 宮崎 稔君。

◇2番 宮崎 稔

2点目の質問に移ります。

2点目は、企業版ふるさと納税の取り組みについてお伺いします

内閣府のホームページによりますと、11月6日付けで川北町の地域再生計画が企業版ふるさと納税の対象事業として認定されたことが公表されています。

計画名は第2期川北町総合戦略推進計画で、寄付金額の目安は今後5年間で50,000千円となっております。川北町もこの事業を応援したいという企業より寄付が受けられることになりました。

企業版ふるさと納税は2016年にスタートしたもので、地方創生を進める事業に民間資金が活用できるようになったものです。

石川県内では19の自治体の内、現在では18自治体まで事業の認定を受けております。

令和元年度の寄付額実績は、小松市で3社の企業より約50,000千円。野々市市で66社の企業より約11,000千円。白山市で1社より10,000千円となっております。

川北町にとっても総合戦略推進の財源として期待できるものと思います。

制度としては、寄付額は最低100千円で、寄付ができる企業は町内に本社のある企業は対象外、返礼品はなしとなっております。

町民としてはこれからうまく寄付が集まるのかどうか心配になります。

町としては今後ホームページに掲載する予定だということはお聞きしていますが、ホームページに掲載して待っているだけでは寄付を集めるのは難しいと思います。

他の自治体では首長がトップセールスを行ったり、職員が企業訪問やパンフレット

の配布をして、企業版ふるさと納税の制度及び自治体の行う地方創生事業の趣旨等を丁寧に説明し、お願いすることにて寄付につながったという事例があります。

川北町としても、まず町内に工場や事業所があり本社が町外にある企業に訪問しPRすることから始められてはどうかと思います。

また単なる資金集めだけでなく、これからの地方創生の為に企業とより良い協力関係を構築することも重要と思います。

地方創生に向けた企業との関係構築と寄付金集めについて、今後どのような取り組みを行っていくのかお伺いします。

◇議長 苗代 実

総務課長 川北征章君。

◇総務課長 川北征章

はい、議長。

お答えを致します。

国は企業版ふるさと納税の更なる活用促進を目的に、令和2年度の税制改正で、税控除割合の引き上げや制度活用に必要な地域再生計画の認定について、個別事業ごとの認定から包括的な認定とし、申請手続きも簡素化するなどの大幅な見直しを実施致しております。

この改正により、地方版総合戦略に位置付けられました地方創生に資する全ての事業で寄附の充当が可能となり、幅広く寄附を募ることが出来るようになったことから、町では企業からの寄附の受け皿を確保しておくことを第一に考え、地域再生計画を策定し、本年9月国に認定申請を行い、11月6日に新規認定されたところであります。

今ほど申し上げました改正により、幅広い事業への寄附の充当が可能となった一方で、企業からは各地方公共団体が寄附を募集している具体的事業が特定しづらいとの声があることから、国は企業版ふるさと納税ポータルサイトに「特に寄付を募集している事業」を掲載する予定で、当町では、仮称ではありますが多目的運動公園整備事業を掲載すべく、資料を提出したところであります。

今後は、町ホームページでも具体的な事業が分かるような内容で掲載し、周知に努めたいと考えております。

またご指摘の企業訪問につきましては、寄附金を募り企業との協力関係を構築する上で有効な手段の一つと考えますが、他市町の取り組みなどを参考にして参りたいと考えております。

◇2番 宮崎 稔
議長、2番。

◇議長 苗代 実
2番 宮崎 稔君。

◇2番 宮崎 稔
再質問いたします。

寄附金集めにつきましては、他の自治体でも行っているような町長のトップセールスを行うおつもりはありますでしょうか。

寄附金集めに限らず、企業誘致にしても町長が企業とパイプが出来ることは非常に重要なことだと思います。町民もそれを望んでいるものと思います。必要があればやるとか要請があればやるとか消極的な言葉ではなく、自ら先頭に立って積極的に企業訪問することが必要でないかと思いますが

そういうおつもりはありますでしょうか、お伺いします。

◇議長 苗代 実

総務課長 川北征章君。

◇総務課長 川北征章

はい、議長。

お答えを致します。

企業の訪問につきましては、先程申し上げた通り、他市町の取り組みなど参考に考えてまいりたいということでございます。

◇議長 苗代 実

これで、一般質問を終わります。

《委員長報告》

◇議長 苗代 実

日程第2 議案第66号から議案第69号までを一括議題とします。

これから、各常任委員長より、先に付託されました案件の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業常任委員長 井波秀俊君。

◇総務産業常任委員長 井波秀俊

はい、議長。

総務産業常任委員会に付託されました案件について、その審査の経過と結果の報告を致します。

議案第66号 令和2年度川北町一般会計補正予算のうち、その所管に属する関係部分、

この中の総務費について「ケーブルテレビ光化事業の内容」「負担内容」「予算額の根拠は」など質疑が行われ、審査がなさ

れました。

以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告いたします。

◇議長 苗代 実

教育民生常任委員長 山村秀俊君。

◇教育民生常任委員長 山村秀俊

はい、議長。

教育民生常任委員会に付託されました案件について、その審査の結果を報告致します。

議案第 66 号 令和 2 年度川北町一般会計補正予算のうち、その所管に属する関係部分、

議案第 67 号 令和 2 年度川北町介護保険事業特別会計補正予算、

議案第 68 号 令和 2 年度川北町後期高齢者医療特別会計補正予算、

議案第 69 号 川北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、

以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。

◇議長 苗代 実

これで、各常任委員長の審査の経過並びに結果の報告を終ります。

《質疑・討論・採決》

◇議長 苗代 実

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論は、ありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第 66 号から議案第 69 号までを一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 66 号から議案第 69 号までは、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立 9 名)

起立全員です。ご着席ください。

したがって、議案第 66 号から議案第 69 号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

《閉議・閉会》

◇議長 苗代 実

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了致しましたので、令和 2 年第 9 回川北町議会定例会を閉会します。

これにて、散会します。

(午後 0 時 04 分)